

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所（以下「事業場」という。）において、清掃業務に従事し、○年○月からはグループリーダーとして、駅の清掃業務及び勤務表作成等の事務業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診したところ、精神科受診を勧められ、同月○日、E医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、事業場の所長からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）などにより精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由(略)に説示するとおり、○年○月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①○年○月○日にF所長の担当業務の肩代わりを断ったところ恫喝されたこと、②同年○月頃よりF所長から資材等の発注に関して恫喝を受けたこと、③定期清掃作業について契約外の作業指示が頻発するようになったこと、④同年○月○日に公休日等の電話対応についてF所長から恫喝されたこと、⑤同年○月○日に契約外の作業指示等についてF所長に意見すると恫喝されたことなどを主張している。
- (4) 請求人が主張する上記(3)の①ないし⑤の出来事は、F所長の業務に対する姿勢や指示内容に対して請求人が意見あるいは反発したことについて、F所長が請求人を叱責等したものとみられる。この点、請求人は、「私個人を攻撃するというよりは、業務に関して自分の思うようにならなかったときに反射的に怒鳴っている感じでした。」、「いわゆるいじめという感じではなく、F所長はほかの人にも業務のことで同じように接していた。」と述べており、請求人に対するいじめや嫌がらせとまではいえず、当審査会としても、これらの出来事は、請求人とF所長の間が生じた一連のトラブルとみるのが妥当であり、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」と

いう。)の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものと判断する。

これらの出来事については、G副所長及びH副所長の申述からも、F所長の言動は上司としての適切さを欠く面があったものと推察されるものの、その後の業務に具体的に大きな支障を来したとの事情は認められないところであり、当審査会としても、決定書理由(略)に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- (5) また、請求人は、○年○月○日に労働基準監督署(以下「監督署」という。)の監督指導があり、是正勧告書が交付されたことについて、労働時間の現状を訴えた上申書を会社に提出した出来事についても、心理的負荷があったと述べている。この出来事は、I課長が「グループリーダーだからすべき職責の仕事ではないものである。」と述べ、請求人は、「誰かから指示を受けたわけはありませんが」と述べており、業務命令によるものとはいえないが、決定書理由(略)に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)を類推適用するとしても、1か月当たりの時間外労働時間数は45時間以上となっているものとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

- (6) なお、請求人は、「○・○年度未払い残業代一覧(記録のみ分)」(以下「残業代一覧」という。)を提出し、「認証で退勤記録を行った後残業し、午後11時30分ころに出勤する夜勤の人に対して申し送りをして帰るという形で業務を行っていたから午後11時40分ころが退勤だと思い、記載しました。」、「こういったサービス残業を常態的に行っていた」と述べている。この点、G副所長は、「自分はまったく知りませんでした。ありえない話ではないと思いますが、そんなに日常的には考えられません。」と述べ、H副所長は、「それについてはわかりません。ただ、ない話ではないと思います。」と述べており、客観的な資料がなく、確認することはできない。しかしながら、Jは、「請求人はサービス残業をしていたと思います。」と述べており、また、評価期間における出勤簿上の退勤時刻以降に物品要求ファイルなどの作業ファイルに作業した記録が認められることからすると、請求人が退勤時刻を打刻後に就労していた日もあったものとみられる。

そこで、当審査会として、請求人が提出した残業代一覧の「実退勤時刻」を終業時刻と仮定して監督署長が作成した労働時間集計表を基に、請求人の評価期間における時間外労働時間数を試算すると、次のとおりであった。

| 期間 | 時間外労働時間数 |
|----------------------------|-----------|
| 発病前1か月 (○年○月○日から同年○月○日) | 5 3時間0 4分 |
| 発病前2か月 (同年○月○日から同年○月○日) | 7 5時間5 3分 |
| 発病前3か月 (同年○月○日から同年○月○日) | 5 5時間0 7分 |
| 発病前4か月 (同年○月○日から同年○月○日) | 6 1時間3 9分 |
| 発病前5か月 (同年○月○日から同年○月○日) | 4 8時間3 3分 |
| 発病前6か月 (同年○月○日から同年○月○日) | 2 9時間0 4分 |

以上の試算からすると、仮に請求人が主張する労働時間数を基に、上記(5)の出来事を評価しても、○年○月○日の監督署の監督指導から請求人が上申書を提出したとする同年○月○日頃に時間外労働時間数の大きな増加があったとまでは認めることができないところであり、また、評価期間内に請求人が恒常的な長時間労働に従事していたとも認められない。

- (7) さらに、請求人は、繰り返し何度も上申したにもかかわらず、F所長に対して何の措置もしない会社に対する不信感が精神的な負担であったと主張しているが、評価期間内に、請求人がF所長の職務怠慢・恫喝等の件について会社の上申したのは、○年○月○日のみであって、その後、同件について会社への上申もしくは交渉などを行ったのは、同年○月○日であり本件疾病発病後のことであるから、評価期間内に会社に何度も上申した事実は認められず、請求人の主張は採用することができない。
- (8) したがって、当審査会としても、決定書理由(略)ないしに説示するとおり、評価期間における業務による出来事の心理的負荷の全体評価は「中」とどまるものと判断することから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものと認

めることはできない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。